| | |
|---|---|
| 090 | セメント、フライアッシュ又は粉状の鉱石、炭素原料若しくは炭素製品を乾燥し、袋詰めし、積み込み、又は積み卸す場所における作業（コード030、032、160又は180に掲げる作業を除く。） |
| 100 | 粉状のアルミニウム又は酸化チタンを袋詰めする場所における作業 |
| 110 | 粉状の鉱石又は炭素原料を原料又は材料として使用する物を製造し、又は加工する工程において、粉状の鉱石、炭素原料又はこれらを含む物を混合し、混入し、又は散布する場所における作業（コード120から140までに掲げる作業を除く。） |
| 120 | ガラス又はほうろうを製造する工程において、原料を混合する場所における作業又は原料若しくは調合物を溶解炉に投げ入れる作業。ただし、水の中で原料を混合する場所における作業を除く。 |
| 130 | 陶磁器、耐火物、けい藻土製品又は研磨材を製造する工程において、原料を混合し、若しくは成形し、原料若しくは半製品を乾燥し、半製品を台車に積み込み、若しくは半製品若しくは製品を台車から積み卸し、仕上げし、若しくは荷造りする場所における作業又は窯の内部に立ち入る作業。ただし、次に掲げる作業を除く。<br>イ　陶磁器を製造する工程において、原料を流し込み成形し、半製品を生仕上げし、又は製品を荷造りする場所における作業<br>ロ　水の中で原料を混合する場所における作業 |
| 140 | 炭素製品を製造する工程において、炭素原料を混合し、若しくは成形し、半製品を炉詰めし、又は半製品若しくは製品を炉出しし、若しくは仕上げする場所における作業。ただし、水の中で原料を混合する場所における作業を除く。 |
| 150 | 砂型を用いて鋳物を製造する工程において、砂型を壊し、砂落としし、砂を再生し、砂を混練し、又は鋳ばり等を削り取る場所における作業（コード070に掲げる作業を除く。）。ただし、設備による注水若しくは注油をしながら、又は水若しくは油の中で、砂を再生する場所における作業を除く。 |
| 160 | 鉱物等（湿潤なものを除く。）を運搬する船舶の船倉内で鉱物等（湿潤なものを除く。）をかき落とし、又はかき集める作業 |
| 170 | 金属その他無機物を製錬し、又は溶融する工程において、土石又は鉱物を開放炉に投げ入れ、焼結し、湯出しし、又は鋳込みする場所における作業。ただし、転炉から湯出しし、又は金型に鋳込みする場所における作業を除く。 |
| 180 | 粉状の鉱物を燃焼する工程又は金属その他無機物を製錬し、若しくは溶融する工程において、炉、煙道、煙突等に付着し、若しくは堆積した鉱さい又は灰をかき落とし、かき集め、積み込み、積み卸し、又は容器に入れる場所における作業 |
| 190 | 耐火物を用いて窯、炉等を築造し、若しくは修理し、又は耐火物を用いた窯、炉等を解体し、若しくは破砕する作業 |
| 201 | 屋内、坑内又はタンク、船舶、管、車両等の内部において、金属を溶断し、又はアークを用いてガウジングする作業 |
| 202 | 金属をアーク溶接する作業 |
| 210 | 金属を溶射する場所における作業 |
| 220 | 染土の付着した藺草を庫入れし、庫出しし、選別調整し、又は製織する場所における作業 |
| 230 | 長大ずい道（著しく長いずい道であつて、厚生労働大臣が指定するものをいう。）の内部の、ホッパー車からバラストを取り卸し、又はマルチプルタイタンパーにより道床を突き固める場所における作業 |
| 240 | 石綿を解きほぐし、合剤し、紡績し、紡織し、吹き付けし、積み込み、若しくは積み卸し、又は石綿製品を積層し、縫い合わせ、切断し、研磨し、仕上げし、若しくは包装する場所における作業 |

**附　則**

（施行期日）

**第一条**　この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

（様式に関する経過措置）

**第二条**　この省令の施行の際現に交付され、又は提出されている第二条の規定による改正前のじん肺法施行規則様式第八号によるじん肺健康管理実施状況報告は、同条の規定による改正後のじん肺法施行規則様式第八号によるじん肺健康管理実施状況報告とみなす。

**第三条**　この省令の施行の際現に存する第二条の規定による改正前のじん肺法施行規則様式第八号による申請書は、当分の間、必要な改定をした上、使用することができる。

（罰則の適用に関する経過措置）

**第四条**　この省令の施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

## 告　示

**○農林水産省告示第三百十号**

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第七条第一項の規定に基づき、平成二十三年五月十日付けをもつて次のように肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。

平成二十四年二月七日　　農林水産大臣　鹿野　道彦

1　登録番号、肥料の種類及び名称並びに生産業者又は輸入業者の名称及び住所

有効期間が３年であるもの

| 登録番号 | 肥料の種類 | 肥料の名称 | 名称 | 住所 |
|---|---|---|---|---|
| 生第91888号 | 混合りん酸肥料 | 新・畑のサプリM60 | くみあい肥料株式会社 | 岩手県花巻市二枚橋第５地割146番地 |
| 生第91889号 | 化成肥料 | くみあい有機入りペレット850号 | 太平物産株式会社 | 秋田県秋田市卸町三丁目３番１号 |
| 生第91890号 | 化成肥料 | くみあい有機入りペレット406号 | 太平物産株式会社 | 秋田県秋田市卸町三丁目３番１号 |
| 生第91891号 | 化成肥料 | くみあい苦土・有機入り複合肥料684特号 | 朝日工業株式会社 | 東京都豊島区東池袋三丁目１番１号 |
| 生第91892号 | 化成肥料 | ジシアン有機入り粒状208 | 片倉チッカリン株式会社 | 東京都千代田区九段北１丁目13番５号 |
| 生第91893号 | 液状複合肥料 | ＳＨ－ＰＷ－３ | 株式会社誠和 | 東京都台東区台東四丁目18番７号 |
| 生第91894号 | 液状複合肥料 | 液状複合肥料046号 | 有限会社岩倉 | 大阪府藤井寺市川北３丁目１番４号 |
| 生第91895号 | 液状複合肥料 | 液状複合肥料688号 | 有限会社岩倉 | 大阪府藤井寺市川北３丁目１番４号 |
| 生第91896号 | 液状複合肥料 | 有機入りリードシグマ６－６－６ | シグマグリーン株式会社 | 大阪府高槻市東五百住町２丁目33番20号 |
| 生第91897号 | 液状複合肥料 | 有機入り複合液肥19号 | 大東肥料株式会社 | 熊本県八代市鏡町鏡1159番地３ |
| 生第91898号 | 液状複合肥料 | 有機入り複合液肥17号 | 大東肥料株式会社 | 熊本県八代市鏡町鏡1159番地３ |
| 生第91899号 | 家庭園芸用複合肥料 | 元気根っこ | 椿産業株式会社 | 群馬県太田市長手町183番地 |
| 生第91900号 | 汚泥発酵肥料 | びほろ１号 | 川上郡衛生処理組合 | 北海道川上郡標茶町字熊牛原野18線西９番の１～３ |